

恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス サービスコード表

■:変更部分 ■:追加部分

令和7年4月1日～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割			39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		179
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二) 所要時間45分以上の場合		220
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止 措置未実施減算	(1) 1週に1回程度の場合	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(2) 1週に2回程度の場合	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二) 所要時間45分以上の場合		-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	-2		
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未 策定減算	(1) 1週に1回程度の場合	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(2) 1週に2回程度の場合	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			-1	1日につき	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	-3	1回につき	
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		-2
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(二) 所要時間45分以上の場合		-2
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	-2		

恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス サービスコード表

■:変更部分 ■:追加部分

令和7年4月1日～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算	1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算	1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I)	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2) 生活機能向上連携加算 (II)	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の 245/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員等処遇改善加算 (II)	所定単位数の 224/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員等処遇改善加算 (III)	所定単位数の 182/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(4) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	所定単位数の 145/1000 加算	

**変更点**  
 ・業務継続計画未策定減算の追加  
 ・口腔連携強化加算の算定単位変更  
 ・介護職員処遇改善加算 V の廃止

恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス サービスコード表

■:変更部分 ■:追加部分

令和7年4月1日～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割				59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2		3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割				119	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447		
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止 措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割					-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2		-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割					-1	1日につき
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21			事業対象者・要支援1		-4	1回につき
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援2		-4	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未 策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割					-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2		-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割					-1	1日につき
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21			事業対象者・要支援1		-4	1回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2		-4	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は 同一建物から利用する者に通所型 サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2				事業対象者・要支援2		-752
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合			-94	1回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100	1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480		

恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス サービスコード表

■:変更部分 ■:追加部分

令和7年4月1日～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88	1月につき
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処 遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000加算		1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1000加算		

恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス サービスコード表

■:変更部分 ■:追加部分

令和7年4月1日～

定員超過の場合									
サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超				59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2		3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超				119単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合									
サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠				59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2		3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠				119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

**変更点**  
・介護職員処遇改善加算Vの廃止

恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスA サービスコード表

■: 変更部分 □: 追加部分

令和7年4月1日～

自己負担割合が【1割】の場合							
サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A7	1111	通所型独自サービス11/1割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,438	1月につき
A7	1112	通所型独自サービス11日割/1割		事業対象者・要支援2		47	1日につき
A7	1113	通所型独自サービス12/1割		事業対象者・要支援2		2,897	1月につき
A7	1114	通所型独自サービス12日割/1割				95	1日につき
A7	1115	通所型独自サービス21/1割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	349	1回につき
A7	1116	通所型独自サービス22/1割		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	358	
A7	1117	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1/1割	ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88	1月につき
A7	1118	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2/1割		事業対象者・要支援2	176		
A7	1119	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1/1割		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72	
A7	1120	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2/1割			事業対象者・要支援2	144	
A7	1121	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1/1割		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24	
A7	1122	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2/1割			事業対象者・要支援2	48	
A7	1123	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ/サービス11/1割	ニ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000加算	132	1月につき
A7	1124	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ/サービス11日割/1割				4	1日につき
A7	1125	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ/サービス12/1割				267	1月につき
A7	1126	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ/サービス12日割/1割				9	1日につき
A7	1127	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ/サービス21/1割				32	1回につき
A7	1128	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ/サービス22/1割				33	
A7	1129	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ/サービス11/1割				129	1月につき
A7	1130	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ/サービス11日割/1割		4	1日につき		
A7	1131	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ/サービス12/1割		261	1月につき		
A7	1132	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ/サービス12日割/1割		9	1日につき		
A7	1133	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ/サービス21/1割		31	1回につき		
A7	1134	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ/サービス22/1割		32			
A7	1135	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ/サービス11/1割		115	1月につき		
A7	1136	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ/サービス11日割/1割		4	1日につき		
A7	1137	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ/サービス12/1割	232	1月につき			
A7	1138	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ/サービス12日割/1割	8	1日につき			
A7	1139	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ/サービス21/1割	28	1回につき			
A7	1140	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ/サービス22/1割	29				

恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスA サービスコード表

■ : 変更部分 ■ : 追加部分

令和7年4月1日～

自己負担割合が【1割】の場合							
サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A7	2141	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ／サービス11／1割	二 介護職員等処 遇改善加算	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64/1000 加算	92	1月につき
A7	2142	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ／サービス11日割／1割				3	1日につき
A7	2143	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ／サービス12／1割				185	1月につき
A7	2144	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ／サービス12日割／1割				6	1日につき
A7	2145	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ／サービス21／1割				22	1回につき
A7	2146	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ／サービス22／1割				23	

恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスA サービスコード表

■: 変更部分 ■: 追加部分

令和7年4月1日～

自己負担割合が【2割】の場合							
サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A7	1211	通所型独自サービス11/2割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,438	1月につき
A7	1212	通所型独自サービス11日割/2割				47	1日につき
A7	1213	通所型独自サービス12/2割		事業対象者・要支援2		2,897	1月につき
A7	1214	通所型独自サービス12日割/2割				95	1日につき
A7	1215	通所型独自サービス21/2割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	349	1回につき
A7	1216	通所型独自サービス22/2割		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	358	
A7	1217	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1/2割	ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88	1月につき
A7	1218	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2/2割			事業対象者・要支援2	176	
A7	1219	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1/2割		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72	
A7	1220	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2/2割			事業対象者・要支援2	144	
A7	1221	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1/2割		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24	
A7	1222	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2/2割			事業対象者・要支援2	48	
A7	1223	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ/サービス11/2割	ニ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000加算	132	1月につき
A7	1224	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ/サービス11日割/2割				4	1日につき
A7	1225	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ/サービス12/2割				267	1月につき
A7	1226	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ/サービス12日割/2割				9	1日につき
A7	1227	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ/サービス21/2割				32	1回につき
A7	1228	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ/サービス22/2割				33	
A7	1229	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ/サービス11/2割		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000加算	129	1月につき
A7	1230	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ/サービス11日割/2割				4	1日につき
A7	1231	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ/サービス12/2割				261	1月につき
A7	1232	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ/サービス12日割/2割				9	1日につき
A7	1233	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ/サービス21/2割				31	1回につき
A7	1234	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ/サービス22/2割				32	
A7	1235	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ/サービス11/2割	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000加算	115	1月につき	
A7	1236	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ/サービス11日割/2割			4	1日につき	
A7	1237	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ/サービス12/2割			232	1月につき	
A7	1238	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ/サービス12日割/2割			8	1日につき	
A7	1239	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ/サービス21/2割			28	1回につき	
A7	1240	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ/サービス22/2割			29		

自己負担割合が【2割】の場合							
サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A7	3241	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ／サービス11／2割	二 介護職員等処 遇改善加算	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64/1000 加算	92	1月につき
A7	3242	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ／サービス11日割／2割				3	1日につき
A7	3243	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ／サービス12／2割				185	1月につき
A7	3244	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ／サービス12日割／2割				6	1日につき
A7	3245	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ／サービス21／2割				22	1回につき
A7	3246	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ／サービス22／2割				23	

恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスA サービスコード表

■: 変更部分 ■: 追加部分

令和7年4月1日～

自己負担割合が【3割】の場合							
サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1311	通所型独自サービス11/3割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,438	1月につき
A7	1312	通所型独自サービス11日割/3割				47	1日につき
A7	1313	通所型独自サービス12/3割		事業対象者・要支援2		2,897	1月につき
A7	1314	通所型独自サービス12日割/3割				95	1日につき
A7	1315	通所型独自サービス21/3割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	349	1回につき
A7	1316	通所型独自サービス22/3割		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	358	
A7	1317	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1/3割	ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88	1月につき
A7	1318	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2/3割			事業対象者・要支援2	176	
A7	1319	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1/3割		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72	
A7	1320	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2/3割			事業対象者・要支援2	144	
A7	1321	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1/3割		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24	
A7	1322	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2/3割			事業対象者・要支援2	48	
A7	1323	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ/サービス11/3割	ニ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000 加算	132	1月につき
A7	1324	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ/サービス11日割/3割				4	1日につき
A7	1325	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ/サービス12/3割				267	1月につき
A7	1326	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ/サービス12日割/3割				9	1日につき
A7	1327	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ/サービス21/3割				32	1回につき
A7	1328	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ/サービス22/3割				33	
A7	1329	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ/サービス11/3割				129	1月につき
A7	1330	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ/サービス11日割/3割				4	1日につき
A7	1331	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ/サービス12/3割		261	1月につき		
A7	1332	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ/サービス12日割/3割		9	1日につき		
A7	1333	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ/サービス21/3割		31	1回につき		
A7	1334	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ/サービス22/3割		32			
A7	1335	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ/サービス11/3割		115	1月につき		
A7	1336	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ/サービス11日割/3割		4	1日につき		
A7	1337	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ/サービス12/3割		232	1月につき		
A7	1338	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ/サービス12日割/3割		8	1日につき		
A7	1339	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ/サービス21/3割	28	1回につき			
A7	1340	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ/サービス22/3割	29				

自己負担割合が【3割】の場合							
サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A7	4341	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ／サービス11／3割	二 介護職員等処 遇改善加算	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64/1000 加算	92	1月につき
A7	4342	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ／サービス11日割／3割				3	1日につき
A7	4343	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ／サービス12／3割				185	1月につき
A7	4344	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ／サービス12日割／3割				6	1日につき
A7	4345	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ／サービス21／3割				22	1回につき
A7	4346	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ／サービス22／3割				23	

■変更点■  
・介護職員処遇改善加算Ⅴの廃止

■単位数の根拠■  
 通所介護相当サービスの0.8掛け
  $1,798\text{単位} \times 0.8 = 1,438\text{単位}$ 
 $436\text{単位} \times 0.8 = 349\text{単位}$   
 $3,621\text{単位} \times 0.8 = 2,897\text{単位}$ 
 $447\text{単位} \times 0.8 = 358\text{単位}$

恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防ケアマネジメント サービスコード表

■:変更部分 □:追加部分

令和7年4月1日～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	委託率	合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
AF	1001	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2	0 %	442
AF	1002	介護予防ケアマネジメント・初回	ロ 介護予防ケアマネジメント費＋初回加算		0 %	742
AF	1003	介護予防ケアマネジメント・連携	ハ 介護予防ケアマネジメント費＋委託連携加算		0 %	742
AF	1004	介護予防ケアマネジメント・初回・連携	ニ 介護予防ケアマネジメント費＋初回加算＋委託連携加算		0 %	1,042
AF	1005	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2	100 %	442
AF	1006	介護予防ケアマネジメント・初回	ロ 介護予防ケアマネジメント費＋初回加算		100 %	742
AF	1007	介護予防ケアマネジメント・連携	ハ 介護予防ケアマネジメント費＋委託連携加算		100 %	742
AF	1008	介護予防ケアマネジメント・初回・連携	ニ 介護予防ケアマネジメント費＋初回加算＋委託連携加算		100 %	1,042

1月につき

高齢者虐待防止措置未実施減算が該当する場合(4単位減算)						
サービスコード		サービス内容略称	算定項目	委託率	合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
AF	2001	介護予防ケアマネジメント／高齢者虐待防止未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2	0 %	438
AF	2002	介護予防ケアマネジメント・初回／高齢者虐待防止未実施減算	ロ 介護予防ケアマネジメント費＋初回加算		0 %	738
AF	2003	介護予防ケアマネジメント・連携／高齢者虐待防止未実施減算	ハ 介護予防ケアマネジメント費＋委託連携加算		0 %	738
AF	2004	介護予防ケアマネジメント・初回・連携／高齢者虐待防止未実施減算	ニ 介護予防ケアマネジメント費＋初回加算＋委託連携加算		0 %	1,038
AF	2005	介護予防ケアマネジメント／高齢者虐待防止未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2	100 %	438
AF	2006	介護予防ケアマネジメント・初回／高齢者虐待防止未実施減算	ロ 介護予防ケアマネジメント費＋初回加算		100 %	738
AF	2007	介護予防ケアマネジメント・連携／高齢者虐待防止未実施減算	ハ 介護予防ケアマネジメント費＋委託連携加算		100 %	738
AF	2008	介護予防ケアマネジメント・初回・連携／高齢者虐待防止未実施減算	ニ 介護予防ケアマネジメント費＋初回加算＋委託連携加算		100 %	1,038

1月につき

業務継続計画未策定減算が該当する場合(4単位減算)						
サービスコード		サービス内容略称	算定項目	委託率	合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
AF	3001	介護予防ケアマネジメント／業務継続計画未策定減算	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2	0 %	438
AF	3002	介護予防ケアマネジメント・初回／業務継続計画未策定減算	ロ 介護予防ケアマネジメント費＋初回加算		0 %	738
AF	3003	介護予防ケアマネジメント・連携／業務継続計画未策定減算	ハ 介護予防ケアマネジメント費＋委託連携加算		0 %	738
AF	3004	介護予防ケアマネジメント・初回・連携／業務継続計画未策定減算	ニ 介護予防ケアマネジメント費＋初回加算＋委託連携加算		0 %	1,038
AF	3005	介護予防ケアマネジメント／業務継続計画未策定減算	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2	100 %	438
AF	3006	介護予防ケアマネジメント・初回／業務継続計画未策定減算	ロ 介護予防ケアマネジメント費＋初回加算		100 %	738
AF	3007	介護予防ケアマネジメント・連携／業務継続計画未策定減算	ハ 介護予防ケアマネジメント費＋委託連携加算		100 %	738
AF	3008	介護予防ケアマネジメント・初回・連携／業務継続計画未策定減算	ニ 介護予防ケアマネジメント費＋初回加算＋委託連携加算		100 %	1,038

1月につき

恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防ケアマネジメント サービスコード表

■:変更部分 ■:追加部分

令和7年4月1日～

高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算がともに該当する場合(8単位減算)						
サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目	委託率	合成 単位数	算定 単位
				AF	4001	介護予防ケアマネジメント／高齢者虐待防止措置未実施減算+業務継続計画未策定減算
AF	4002	介護予防ケアマネジメント・初回／高齢者虐待防止措置未実施減算+業務継続計画未策定減算	ロ 介護予防ケアマネジメント費+初回加算	0 %	734	
AF	4003	介護予防ケアマネジメント・連携／高齢者虐待防止措置未実施減算+業務継続計画未策定減算	ハ 介護予防ケアマネジメント費+委託連携加算	0 %	734	
AF	4004	介護予防ケアマネジメント・初回・連携／高齢者虐待防止措置未実施減算+業務継続計画未策定減算	ニ 介護予防ケアマネジメント費+初回加算+委託連携加算	0 %	1,034	
AF	4005	介護予防ケアマネジメント／高齢者虐待防止措置未実施減算+業務継続計画未策定減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2	100 %	434	
AF	4006	介護予防ケアマネジメント・初回／高齢者虐待防止措置未実施減算+業務継続計画未策定減算	ロ 介護予防ケアマネジメント費+初回加算	100 %	734	
AF	4007	介護予防ケアマネジメント・連携／高齢者虐待防止措置未実施減算+業務継続計画未策定減算	ハ 介護予防ケアマネジメント費+委託連携加算	100 %	734	
AF	4008	介護予防ケアマネジメント・初回・連携／高齢者虐待防止措置未実施減算+業務継続計画未策定減算	ニ 介護予防ケアマネジメント費+初回加算+委託連携加算	100 %	1,034	

■変更点■  
・業務継続計画未策定減算の追加